

令和 8 年

第 3 回庄原市議会定例会議案

(6月その2)

庄 原 市

令和8年第3回庄原市議会定例会議案目次（その2）

議案第112号	損害賠償の額を定めることについて	1
---------	------------------	---

議案第 112 号

損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、次のとおり損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 24 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

- | | |
|---------|----------------|
| 1 損害賠償額 | 4 5 2, 7 6 0 円 |
| 2 債 権 者 | 庄原市外に在住する個人 |

（提案理由）

令和 8 年 6 月 8 日の相手方との協議において、損害賠償額の提示があったため、議会の議決を求めるものである。

事 故 報 告 書

- 1 事 故 発 生 日 時 令和8年5月14日 午後2時10分頃
天 気 曇

- 2 事 故 発 生 場 所 広島市東区牛田新町一丁目
駐 車 場 内

- 3 相 手 方 庄原市外に在住する個人

- 4 事 故 原 因 及 び 状 況 駐車場内において、公用車（市職員運転）を切り返すために前進しようとしたところ、誤って後進し、後方に駐車していた相手方車両に接触し、相手方車両の後部ドアを損傷させたものである。
損害賠償額は、相手方の車両修繕費及びレンタカー費である。
なお、本件事故による怪我人はいなかった。

